

IASB Update

2022年4月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASBは2022年4月25日から28日に会議を行った。

目次

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー-3）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー-15）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー-21）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）](#)
- [開示に関する取組み— 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー-31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金（IAS 第7号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー-12A）](#)
- [IFRIC Update 2022年3月（アジェンダ・ペーパー-12B）](#)

戦略及びガバナンス

- [第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー-24）](#)

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Updateはこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

リサーチ及び基準設定

[IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー-3）](#)

IASB は 2022 年 4 月 25 日に会合し、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に関する要求事項についてのフィードバックを分析した。

主要なフィードバックのトピック

IASB はフィードバックにおいて指摘された 2 つの主要なトピックについて議論した。契約上リンクしている金融商品及び ESG 運動要素を有する金融資産である。IASB は何も決定を求められなかった。

2022 年 5 月の会議で、IASB は議論を継続し、これら 2 つのトピックについてのフィードバックに対応して行動を取るべきかどうかを決定する。

その他のフィードバックのトピック

IASB はフィードバックにおいて指摘された 6 つの適用上の疑問点についても検討した。

- 質問 A—ある金融資産にノンリコース要素（すなわち、債務者の特定の資産に対する企業の請求権を制限する要素）があるかどうか、及びどのような状況において企業は特定の資産からのキャッシュ・フローを評価することを要求されるのか
- 質問 B—企業は、関連性のある法律上の要求事項が契約において転載又は参照されている場合に、バイルイン法制から生じるキャッシュ・フローを考慮する必要があるかどうか
- 質問 C—契約でインフレーションについて調整される金利はレバレッジを持ち込むかどうか
- 質問 D—政府が課したレバレッジ要因を含んだ金利は IFRS 第 9 号に記述されている規制金利なのかどうか
- 質問 E—期限前償還要素には、契約の早期解約に対する合理的な補償が含まれるかどうか
- 質問 F—特定の種類の金利が、改変された貨幣の時間価値要素を含んでいるかどうか

IASB は次のことを決定した。

- 質問 A を契約上リンクしている金融商品の分析とともに検討する。
- 質問 B を「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトがさらに進展した後に検討する。
- 質問 C 及び質問 D に関する追加的な情報を収集するために ASAF 及び IFRS 解釈指針委員会のメンバーとアウトリーチを実施する。
- 質問 E 及び質問 F については追加の行動は取らない。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

2022 年 5 月の会議で、IASB は契約上のキャッシュ・フロー特性についての議論を継続する。

今後の会議で、IASB は今回の適用後レビューにおいて検討されている他のトピックについてのフィードバックを分析する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2022 年 4 月 27 日に会合し、持分法のリサーチ・プロジェクトについての議論を継続した。IASB は次のことを行った。

- 重要な影響力の変動を生じない関連会社に対する追加的な所有持分の購入への持分法の適用について議論した（アジェンダ・ペーパー13A）。
- 「概念フレームワーク」、企業結合及び共同支配の取決めの各プロジェクトから生じた IFRS 会計基準への変更についてのリサーチの発見事項をレビューした（アジェンダ・ペーパー13B）。IASB はリサーチの発見事項に関して何も決定を求められなかった。

重要な影響力の変動を生じない関連会社に対する追加的な所有持分の購入（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、投資者が重要な影響力を獲得する場合に、投資の取得原価を移転された対価の公正価値（投資先に対して過去に保有している持分の公正価値を含む）として測定することについて、利害関係者と協議することを暫定的に決定した。

10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは次のことも行った。

- a. 投資者が関連会社に対する追加的な所有持分を重要な影響力の変動を生じさせずに購入する場合の、持分法の適用に対する3つのアプローチを検討した。
- b. あるアプローチを進め、それにより、重要な影響力を獲得した投資者が関連会社に対する投資を購入の累計として測定するようにすることをスタッフに依頼した。

次のステップ

IASBは、当該アプローチが他の適用上の疑問点にどのように適用されるのかについて議論する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

IASBは2022年4月28日に会合し、経営者による説明に関する改訂実務記述書の提案（公開草案「経営者による説明」に示されている）に対するフィードバックについての議論を完了した。IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは、今後の会議で本プロジェクトの進むべき道について検討する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASBは2022年4月26日に会合し、のれんと減損のプロジェクトについて議論した。2021年9月に、IASBは次のことを優先すると決定した。

- ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」において記述した企業結合に関する考え得る開示要求のパッケージについての暫定的な決定
- のれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析

今回の会議で、IASBは次のことについて議論した。

- a. IASBの予備的見解（ディスカッション・ペーパーに記述）についての追加的なアウトリーチ活動からの、企業結合に関する現在の開示要求の考え得る改善に関してのフィードバック
- b. それらの予備的見解を進める方法又は開発する方法

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは、のれんの事後の会計処理に関して2021年9月に識別したフィードバックの具体的な諸側面について議論する。

それからIASBは次のことに関して決定を行う。(a) 企業結合に関する開示要求のパッケージ、(b) のれんの事後の会計処理に対する減損のみのアプローチを維持するという予備的見解を維持するかどうか、(c) 本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピック、である。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2022 年 4 月 26 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案を再審議した。議論された提案は、企業が純損益計算書において営業費用を機能別に報告している場合に、営業費用の性質別分析を注記において開示することを企業に要求することとなる。

注記における営業費用の性質別分析（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は何も決定を求められなかった。次のことについて議論した。

- a. 部分マトリクス法を提案したコメントレターのフィードバック及び部分マトリクスの開示要求はどのようなもので構成される可能性があるのか
- b. そうした方法に関するコストと便益（IASB の諮問機関並びに作成者及び利用者との限定的なアウトリーチからのフィードバックに基づいて）
- c. このトピックに関する将来のペーパーの範囲

次のステップ

IASB は今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2022 年 4 月 27 日に会合し、第 2 次包括レビューの一部として IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案すべきかどうか及び提案するとした場合の提案方法について議論した。

公開草案に向けての開示（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は、現在の基準の 16 の章の修正を、IFRS for SMEs 会計基準における開示要求の更新に関して 2022 年 3 月に合意した原則の適用に基づいて、提案することを暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する。

開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2022 年 4 月 27 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に対するフィードバックについて議論した。公開草案は、適格な子会社が IFRS 会計基準を財務諸表における開示要求を削減して適用することを認める新たな IFRS 会計基準の提案を示している。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は今後の会議でプロジェクト提案の再審議の計画について議論する。IASB はまず基準書案の範囲に関する主要な論点を、IFRS for SMEs 会計基準の範囲についての議論とともに再審議する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2022 年 4 月 26 日に会合し、IFRS 解釈指針委員会の 2022 年 3 月の会議で議論されたアジェンダ決定（及び他の事項）について検討した。

第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金（IAS 第 7 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、アジェンダ決定「第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金」（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」）に反対するかどうかを質問された。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は 2022 年 4 月に [IFRIC Update 2022 年 3 月](#) への補遺において公表される。

IFRIC Update 2022 年 3 月（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は委員会の 2022 年 3 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC Update 2022 年 3 月](#) で公表されている（[日本語訳](#)）。

IASB は何も決定を求められなかった。

戦略及びガバナンス

第 3 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

IASB は 2022 年 4 月 25 日に会合し、次のことを行った。

- どの新規プロジェクトを 2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべきかを決定した（アジェンダ・ペーパー24A）。
- 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」に対してコメント提出者が行ったデュー・プロセスに関するコメントについて議論した（アジェンダ・ペーパー24B）

IASB は、いくつかの各国基準設定主体の戦略的協議についてのアップデートも受けた。

2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべきプロジェクト（アジェンダ・ペーパー24A）

2022 年 3 月の会議で、IASB は今後の会議で議論するために 7 つのプロジェクトの候補リストを作成した。2022 年 4 月の会議で、IASB はそれらの候補としたプロジェクトをさらに検討し、次のことを決定した

- a. 気候関連リスクについての維持管理及び一貫した適用のプロジェクトを作業計画に追加する。
- b. リサーチ・パイプラインのプロジェクトに次に関するものを追加する。
 - i. 無形資産
 - ii. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- c. 追加的な作業能力が利用可能となった場合にのみ作業計画に追加することができるプロジェクトの予備リストを作成する。
- d. 予備リストのプロジェクトに次に関するものを追加する。

- i. 事業セグメント
 - ii. 排出物価格設定メカニズム
- e. 次のものについては作業計画に追加しない。
- i. 暗号通貨及び関連取引
 - ii. 継続企業の開示

10名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセスに関するコメントの概要 (アジェンダ・ペーパー24B)

IASBは、情報要請に対してコメント提出者が行ったデュー・プロセスに関するコメントについて議論した。IASBは何も決定を求められなかった。コメント提出者のコメント及びスタッフの所見は、IFRS財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会に伝えられる。

次のステップ

IASBは、情報要請に対するフィードバック並びに2022年から2026年のIASBの活動及び作業計画についてのフィードバックを要約したフィードバック・ステートメントを公表する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675